

(4) パスワードの再発行に成功すると、再発行パスワードを記載したメールが届きます。

**政府統計オンライン調査総合窓口**

QA よくあるご質問
お問い合わせ

↑ [オンライン調査トップ](#) > [処理結果確認](#)

処理結果確認

**i** パスワードを再発行しました。  
再発行したパスワードは、登録いただいたメールアドレスあてに送信しました。

以下のようにパスワードを再発行しました。

xhwmQ8cW

再発行パスワードの有効時間は1時間です。  
ログイン後は必ずパスワードを変更してください。

確認

再発行パスワードの有効時間は1時間です。再発行後は速やかにログインをお試しください。

(5) 再発行パスワードでログインします。ログイン後はパスワードの変更画面が表示されるので、任意のパスワードを設定してください(3ページ参照)。※調査対象者IDまたは連絡先情報として登録したメールアドレスが分からないorメールアドレスを登録していない場合は、コールセンター(巻末記載)までご連絡ください。

## ●調査票の記入例について

「調査票の一覧」画面で、調査票の記入例(調査票の記入要領早見表)を表示できます。

| 実施時期         | 電子調査票 ?  | ファイル形式 | 提出期限       | 記入例   | 状況 ? | 回答日時             |
|--------------|--|--------|------------|---|------|------------------|
| 2023年5月分(毎勤) | <input type="checkbox"/> <a href="#">毎月勤労統計調査調査票</a> | HTML形式 | 2023-06-10 | <span style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 2px;">↓ 表示</span> | 回答済  | 2023-05-29 13:38 |

### 調査票の記入要領早見表

1 物を取扱う場合は、製造、建設、機械据付けと修理の別、卸売と小売の別などをはっきり区別します。物を製造する場合は、製品名を原材料名・加工の仕方、用途がわかるようにします。

2 労働者によって調査期間が異なるときは、最も労働者の多い調査期間となります。

3 常用労働者には、ごく短期間しか働かない臨時のアルバイト以外は、ほとんどの労働者が含まれます。

5(1) 今月から調査票を作成することになった事業所の場合は、調査期間の最初の日の前月の状況です。

5(2) 前月分では、給与の算定を受けなかったため、労働者数に計上しなかったため、算定を受けることとなった者も含まれます。

5(3) 調査期間の末日付で、退職又は別事業所に異動となった者、今月から給与の算定を受けないこととなった者も含まれます。

5(4) 就業規則等であらかじめ定められている労働時間、正社員、正規従業員より短い者の人数です。常用労働者のうちパートタイム労働者に関する欄です。

9 調査期間中に、該当することがあったか把握する欄です。

5(4)の人数が翌月の調査票の5(1)の欄に入ります。

4 この項目のみ、本社、本店、支店、営業所、工場(国内に限る)など、すべてを含んだ企業全体の常用労働者数です。その他の項目は、企業全体ではなく、事業所の常用労働者が対象となりますので、ご注意ください。

指定欄に記載された番号を記入します。  
(同一事業所の場合は)

「産業分類番号」「抽出年番号」「事業所種別番号」「企業規模番号」の欄は記入不要です。

8 所得税その他差し引く前の支払い総額(1,000円単位)です。1,000円未満の端数は、四捨五入して記入します。

8(1) 「きまって支給する給与」に該当しない給与で、調査期間中に実際に支払われたもの。次のものが該当します。  
①賞与  
②定額・ベースアップの差額追加給分  
③あらかじめ算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えるもの、6か月ごとに支払う通勤手当など  
④一時的・突発的な事由で、実際に労働者に支払われたもの

8(2) 8(3)欄の「特別に支払われた給与」

6 労働者が実際に就業した延べの日数です。1時間でも就業すれば1日となります。有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に働いていないので含まれません。

7 労働者が実際に就業した延べの労働時間数です。有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に働いていないので含まれません。所定内労働時間数は、就業規則等であらかじめ定められている就業時間数に、実際に労働した労働時間数です。所定外労働時間数は、あらかじめ定められている就業時間数以外で、実際に労働した労働時間数です。1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り下げて、記入します。

8(1) 給与規則、就業規則、労働協約等において、あらかじめ定められている算定方法によって算定される給与のことです。基本給・本給の他に業績手当、職務手当、奨励金給、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、通勤手当なども含まれます。ただし、算定期間が3か月を超えるものは、特別に支払われた給与に含まれます。

8(2) 所定外労働時間の労働者に対して算定する給与で、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当などのことです。

⑤ 超過勤務手当、奨励金などは1か月又はそれ以上で算定されることがあります。その場合、労働が行われた月ではなく算定された月の給与としても差し支えありません。

※記入方法について、不明な点がある場合は、コールセンター(巻末記載)までお問合せください。